

EU競争法と加盟国競争法の衝突と調整規定 —理事会規則1 / 2003号3条2項をめぐって

長尾 愛女 (弁護士・明治大学大学院博士後期課程)
2015年11月29日

1

欧州競争法と加盟国競争法の適用の併存

理事会規則1/2003号

Règlement (CE) No 1/2003 du Conseil du 16 décembre 2002

3条1項

- 加盟国の競争当局または国内裁判所は、加盟国間の取引に影響を与えるカルテルに対して国内競争法を適用する場合は、条約81条(現101条)を同時に適用する義務がある。
- 加盟国の競争当局または国内裁判所が、条約82条(現102条)で禁止される濫用行為に対して国内競争法を適用する場合は、条約82条を同時に適用する義務がある。

EU競争法と加盟国競争法の適用の併存を肯定

- ・加盟国は、加盟国間の取引に影響を与える行為に、EU競争法を適用する義務を負う。
- ・加盟国間の取引に影響を与える行為であっても、加盟国競争法の適用は排除されない。



EU競争法と加盟国競争法の不一致、衝突の可能性

2

一致原則と例外規定

3条2項

- 国内競争法の適用において、条約81条1項によって規制されていないカルテルを禁止することは認められない。
→ カルテルについて、一致原則を採用
- 本項の規定は、加盟国が、自国内において、事業者の単独行為を禁止し制裁する、より厳格な国内立法を採択し、適用することを妨げない。
→ 単独行為について、一致原則の例外を認める。



TFEU102条よりも厳格な加盟国法による規制の可能性がある。

3

市場支配的地位の濫用規制と経済的従属関係の濫用規制(相対的市場力規制)

市場支配的地位の濫用規制(TFEU102条, 商法典L.420-2条第1項)

「市場における競争活動を妨げ、制限し、歪曲するとき」

「一又は複数の事業者による、共同体市場又はその実質的部分における支配的地位の濫用行為は、それが加盟国間の取引に影響を与えるおそれがある場合、共同市場と両立しないものとして禁止される。」

- 要件
- ① 市場支配的地位
 - ② 濫用行為
 - ③ 市場における競争を妨げ、制限し、歪曲する目的又は効果を有すること

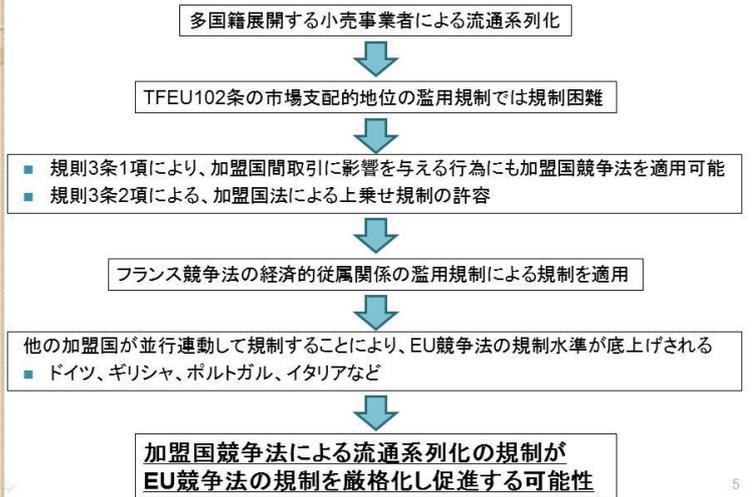
経済的従属関係の濫用規制(フランス商法典L.420-2条第2項)

「競争の機能又は構造に影響を与えることが疑われるとき、その事業者に対してある事業者が顧客又は納入業者であるような経済的従属状態における、単独の事業者又は事業者集団による搾取的濫用もまた禁止される。この濫用は、とりわけ販売拒絶、拘束販売、L442-6条 I が対象とする差別的取扱い、又は包括合意において成立しうる。」

- 要件
- ① 経済的従属関係 ←「代替的解決方法」基準
 - ② 濫用行為
 - ③ 競争の機能又は構造に与える影響

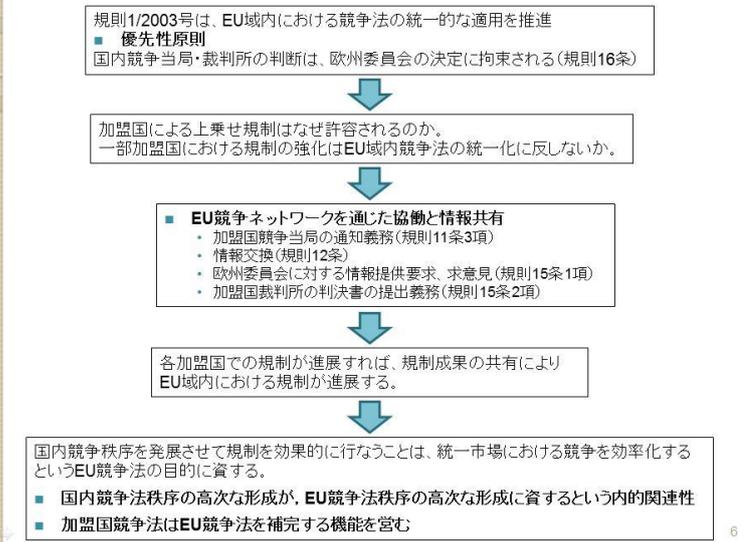
4

加盟国競争法の流通系列化規制が、EU競争法に与える影響



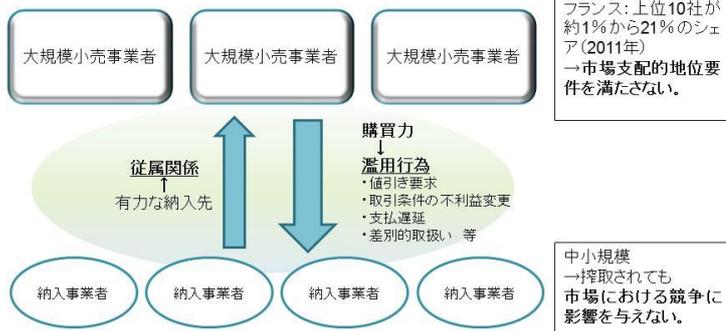
5

加盟国競争法によるEU競争法の補完



6

小売事業者主導型の流通系列化における 濫用規制の問題点

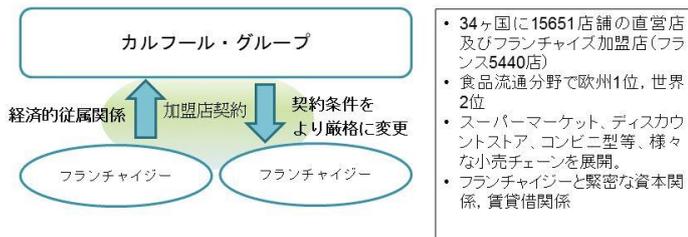


7

フランスにおける流通系列化の規制例

カルフルール事件

フランス競争委員会2011年12月16日審決



8

問題とされた条項と修正の確約

(a)従前よりも長期間の契約の強制

確約 従前と同期間とすること
→ 流通系列からの逸脱を制約しない。

(b)再加盟禁止及び不競争条項

確約 契約解除後の義務に関する条項の削除
→ 流通系列からの逸脱を容易ならしめる。

(c)優先的調達条項

確約 契約期間中のみ優先権が存続すると修正することを確約。
→ 流通事業者間の競争を回復させる。

(d)後払い加盟料条項(契約終了時に支払期限到来)

確約 条項の削除を確約
→ 加盟店の系列からの離脱を容易ならしめる。

(e)新チェーン導入のための店舗改装費用の負担義務

確約 フランチャイザーも改装費用の一部を負担することを確約
→ 加盟店の競争力を制約しない。

9

EU競争法における相対的市場力規制の可能性

- 2009年10月 報告書「欧州における食品供給チェーンの競争促進」
- 2011年2月 支払防止遅延指令の改正法の採択
- 2013年1月 グリーンペーパー
「欧州における食品及び非食品供給チェーンにおける事業者間の不公正な取引行為」

不公正な取引行為

Unfair Trade Practices (UTPs), ないしPratiques Commerciales Déloyales(PCD)

- 類型
- ①「曖昧な契約条項」
 - ②「契約書面の不交付」
 - ③「遡及的な契約条件の変更」
 - ④「取引上の危険の濫用的な移転」
 - ⑤「取引相手型の情報の濫用的な利用」
 - ⑥「取引関係の濫用的な中止」
 - ⑦「供給地域の制限」

10

加盟国における不公正な取引行為の規制

「著しい不均衡規制」(フランス商法典L.442-6条第I項2号)
(*déséquilibre significatif*)

- 2008年8月の改正法により導入
「商業取引の一方当事者に対して、当事者の権利及び義務において著しい不均衡を生じさせるような義務に従わせ、又は従わせようとする」とは、以下の規制の対象となる。
 - 差止め
 - 200万ユーロを上限とする民事罰
 - 損害賠償請求



- 規制対象例
 - 供給事業者が競争事業者から発注を受けたことを理由とする値引き要求
 - 小売事業者が競争者に同調する水準の値下げに応じないことを理由とする発注拒絶
 - 売れ残り品の返品条項
 - 性能不良による解約条項
 - 不公正な支払期限条項 等

11

「著しい不均衡規制」(不公正条項規制)がEU競争法に与える影響

相対的市場力規制の課題
(従属関係要件、競争侵害要件を充足するのが困難)



「著しい不均衡」規制(不公正条項規制)による、相対的市場力規制の補充



- 「著しい不均衡」規制は現時点では一部加盟国における動向にすぎないが、EU競争法による不公正な取引行為規制に影響を与える可能性がある。
- 内在的には、EUレベルでも同様の規制まで進むことが、競争秩序の高次な形成に資する。

結論:

- 国内競争法秩序の高次な形成が、EU競争法秩序の高次な形成に資するという内的関連性
- 加盟国競争法はEU競争法を補完する機能を営む

12